

原子力機構の組織改正に係る保安規定変更認可申請について

研究開発機関として、原子力科学技術を最大限利用し、脱炭素社会を実現するという新たな課題へチャレンジしていく必要があり、新たなビジョン『「ニュークリア×リニューアブル」で拓く新しい未来』が掲げ、機構の目指す方向性を明確に示した。ビジョンを達成するためには、事業・業務プロセスの改革とそれを責任をもって実行する職員等の意識の改革が必要であることから、それらを実現できる環境とするために組織体制の見直しを行う。世の中の環境の変化や新たな社会ニーズに対応するため、政策や重要事項を議論・決定する事業戦略機能と、実施すべき課題を各研究所単位で効果的かつ着実に遂行する事業推進機能を明確化・強化した組織体制とする。

具体的には、事業戦略組織として「領域」を設置し、領域長（理事）が各分野の経営方針を示す一方、部門制を廃止し、各拠点事業の執行責任は、拠点所長が担うことを明確化する。さらに、組織の階層を削減し、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化を図る。

1. 原子力機構の組織改正の概要

以下の見直しを令和6年度から実施し、機構職員等が自らの役割を明確に認識して責任を全うできる環境を整備し、人の成長を促すことのできる体制を構築する。

(1) 拠点所長が執行責任を担う体制の構築

- ・ 理事を部門長とする部門制（研究開発部門）※1を廃止し、理事は経営としての監督責任を担い、理事長及び副理事長を補佐し、理事長が指定する機構業務を掌理する。拠点所長にはリソース（予算・人材）配分、体制整備その他拠点における全ての権限が付与され、拠点所長が各拠点の業務執行管理の責任を担う体制として、付与された権限に基づき自拠点の業務執行を管理し、安全確保及び成果創出を果たす責任を持つ。機構全体での優先順位付けについては、理事長が決定する（「経営」と「管理」の分離）。

※1 https://www.jaea.go.jp/about_JAEA/organization.html

- ・ なお、安全研究・防災支援部門は、原子力安全・防災研究所に改組され、安全研究センター、原子力緊急時支援研修センターを所管する。同研究所は、原子力規制委員会の外部の技術的支援組織（TSO）としての機能を有する組織として、実効性、中立性及び透明性を確保しつつ業務を展開する。なお、TSOと（４）で後述する３つの「領域」との関係は、他の拠点と同様である。

（２）組織階層構造の削減・組織の統廃合

- ・ 現在部門を含めて５階層ある組織階層構造（部門、拠点、センター、部、課）を多くとも３階層（拠点、部、課）まで削減し、拠点所長に自拠点の業務執行管理の責任があることを明確化するとともに、意思決定の階層の削減により、拠点所長による所内の最終決定までのプロセスを短縮する。
- ・ 業務スパンを拡大し、縦割り解消や業務効率化を図るため、組織の統廃合も併せて行う。

（３）安全、核セキュリティ等の管理体制及び研究開発戦略機能の強化

- ・ 安全最優先の体制をさらに強化するため、「最高安全・セキュリティ責任者」を新設し、安全、核セキュリティ、保障措置、情報セキュリティ、経済安全保障など機構の包括的な安全・セキュリティに係る理事長への助言を行う。これは、機構内の規則により理事長が設置する。安全、核セキュリティ、保障措置（3S）については、その全体を俯瞰して経営的視点から理事長を補佐し、理事長による3Sのトップマネジメントを強化する役割を担うものとして、許可並びに保安規定、核物質防護規定及び計量管理規定には位置付けない。
- ・ 研究開発戦略機能の強化を行うため、「最高研究開発責任者」を新設し、国内外の研究・技術動向を踏まえ、研究開発戦略に係る助言を行う。最高安全・セキュリティ責任者と同様に、機構内の規則により理事長が設置する。

（４）事業戦略策定・組織横断的事業推進機能の設置と本部組織の再編

- ・ 「エネルギー研究開発領域」、「研究開発力強化領域」、「バックエンド領域」の３つの「領域」（領域長は理事）を設置し、領域長が各領域の事業戦略や新たなスキームに係る経営方針を示し、各拠点長と連携のもと拠点間の総合調整を行うことで組織横断的な研究開発事業を推進する。

現在の部門制においては、部門長が、部門の事業戦略の決定に加え、部門が所掌する拠点等の業務執行管理及び部門間調整の責任を担っているが、新体制では、領域長が事業戦略の決定及び拠点間の総合調整の責任を担う一方、拠点の業務執行管理の責任は拠点所長が担い、領域と拠点それぞれが異なる機能・責任を果たす体制

とする。

- 本部組織を再編し、渉外機能や人材戦略機能などの強化及び事務機能の連携を高め、各拠点等への支援体制を強化する。1. (1)による敦賀廃止措置実証部門の廃止と相まって、敦賀廃止措置実証本部を敦賀事業本部に統合する。また、財務部と契約部を統合し「財務契約部」に改め、各拠点の調達業務を財務契約部に統合し、予算執行及び契約に関する管理機能を全拠点から本部に集約した上で、機構事業へ財務・契約面から関与し、拠点と一体となって事業目標の達成を目指すとともに、財産状況、契約状況を一元的に把握・分析し、経営に有効な情報提供機能を高める。

前述の領域は事業戦略機能として、その他の本部組織は運営管理・事業支援機能として、いずれも理事長の下に設置される本部組織であり、理事長の支援及び機構全体を横断的にみる組織として連携する。

2. 保安規定改正の概要

上記の組織改正に伴い、保安規定を改正する。改正の概要を以下に示す。

(1) 管理責任者の一元化

拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理する拠点担当理事が担っていた管理責任者を、機構全体で一元化し、本部（監査プロセスを除く）の管理責任者とともに安全・核セキュリティ統括本部担当理事が担う。安全・核セキュリティ統括本部担当理事は、安全・核セキュリティ統括本部長を担い、安全・核セキュリティ統括本部の業務に加えて、全ての拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理する。

許可申請書との関係については、品質管理計画において、「保安活動の実施部門の長」を管理責任者とするとして定めており、現行は、拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理する拠点担当理事が管理責任者として、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任及び権限をもつ。ここで、「保安活動の実施部門」とは、保安活動を行う組織体の一般名称であり、現行の機構組織である研究開発部門ではない（研究開発部門は、拠点の保安及びこれに関連する業務は所掌しない。※2, ※3）。

改正後は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事が全ての拠点の管理責任者を担い、拠点の原子力施設の保安に係る業務を統理し、品質マネジメントシステム活動を管理する。

なお、監査プロセスの管理責任者は、これまで通り統括監査の職とし、保安に関する品質保証活動の監査を統括する。

※2 組織規程抜粋

第588条 第30条(*)に定める部門に部門長を置く。

2 部門長は、部門の業務を統括する。ただし、次条(**)に定める所長が統括する保安及びこれに関連する業務を除く。

(以下略)

(*) 部門を置くことを定めている。

(**) 研究所に所長を置くこと等を定めている。

※3 ふげん及びもんじゅについては、保安規定第5条（もんじゅは第3条）（品質マネジメントシステム）において、敦賀廃止措置実証本部、ふげん、もんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者と定めている。

なお、敦賀廃止措置実証本部もふげん及びもんじゅの保安に係る業務を有するが、組織規程において部門長の業務から敦賀廃止措置実証本部は除かれていない。保安規定第7条（もんじゅは第4条）（職務）では、敦賀廃止措置実証部門長は敦賀廃止措置実証部門担当理事とした上で、敦賀廃止措置実証本部、ふげん、もんじゅの保安に関する業務を統理すると定めている。

(2) 本部組織の見直し

保安に係る調達業務を行う契約部を財務契約部に改め、各拠点の調達業務を財務契約部の業務に統合する。

また、敦賀廃止措置実証部門の廃止に伴い、同部門内の敦賀廃止措置実証本部に設置されている保安管理組織を敦賀事業本部へ移管する。

(3) 拠点組織の階層構造の削減と再編

拠点により設置されている「センター」等を廃止して階層を削減するとともに、各層の再編及び業務所掌の見直しを行い、拠点組織の階層構造を「所長—部長—課長」の3階層（青森と人形峠は所長—課長の2階層）に統一する。また、2.（2）のとおり各拠点の調達業務を本部の財務契約部へ集約する。

また、ふげん及びもんじゅについては、2.（2）のとおり、敦賀廃止措置実証部門を廃止し、敦賀廃止措置実証本部の保安管理組織を敦賀事業本部へ移管する。

3. 保安規定改正の理由と効果

理事長のトップマネジメントの直下において、拠点所長が拠点における全ての権限を

有し、拠点事業の執行責任を担う体制とする。加えて、拠点組織は、拠点所長の下、保安活動を実施する課長とそれを統括する部長に整理する。これらにより、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化が図られ、各拠点の保安活動のガバナンスが強化される。

安全管理について機構横断的な活動を統理し、安全管理に係る理事長指示に基づく必要な措置（指示・命令）を講ずる権限を有する安全・核セキュリティ統括本部長を担う安全・核セキュリティ統括本部担当理事が、各拠点の管理責任者をも一元化して担う。これらにより、拠点の品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、その維持等をより確実に実施できる体制として、各拠点とも同一の水準で、安全管理に関するガバナンスが強化される。

4. 今後のスケジュール

保安規定の変更認可申請及び認可希望時期については、現在調整中である。保安管理組織以外の組織改正（最高安全・セキュリティ責任者の設置を含む。）は、令和6年4月1日を予定しており、保安管理組織の組織改正は保安規定等の認可後に行う。

以上